

記載例②

〇〇株式会社に勤めていた大阪 次郎さんが10月31日付で、XX株式会社へ転職(転職)し、町府民税を新しい勤務先で特別徴収する場合

届出書

退職者については、この異動届出書と別に翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
※1月31日が土曜・日曜の場合は、2月第1月曜日が提出期限です。

令和XX年11月2日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒563-03XX 大阪府豊能郡能勢町宿野〇番地							特別徴収義務者 指定番号	7XXXXXXXX						
能勢市(町)村長様			名称及び 代表者の 職氏名印	〇〇株式会社 代表取締役 能勢 太郎							受給者番号	1001						
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	連絡先	係・氏名	人事課 給与 太郎	
														電話	072-734-XXXX			
給 与 所 得 者	カナ 氏名	オオサカ ジロウ 大阪 次郎		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日から 退職時までの 給与支払額						
	生年月日	(昭・平) XX年 1月 29日				240,000 円	6 月分から	11 月分から	XX・10・31	1.退 職 2.転 勤 3.休 職 4.長期欠勤 5.死 亡 6.会社解散 7.その他 ()	1.特別徴収 継 続 2.一括徴収 (未徴収税額を 徴収して納入) 3.普通徴収 (未徴収税額を 本人が納付)	円						
	個人番号	9	9	9	9		9	9				9	9	9	2,000,000			
	1月1日 現在の 住 所	大阪府豊能郡能勢町宿野29番地					10 月分まで	5 月分まで				円						
	異動後の 住 所	大阪市北区梅田1丁目X番X号 ウメダマンション1002号					100,000	140,000				円						
								円				控除社会 保険料額	円					
											150,000							

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新 た な 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地)	〒563-03XX 大阪府豊能郡能勢町森上〇番地							ご 連 絡 先	ご担当者 所属・氏名	人事給与課 人事 次郎	左記特別徴収義務者へ 月割額 <u>20,000</u> 円を <u>11</u> 月分から徴収 するよう連絡済みです。 給与計算の〆日
	名称	××株式会社							電話番号	072-734-△△△△	毎月 25 日	
	個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収の理由	本人印	一括徴収予定日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	職 員 整 理 欄
1.異動が12月31日までで、本人から申出があったため ※右欄に納税義務者本人からの押印を受けてください。			円	
2.異動が1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため				
一括徴収できない理由(1/1~4/30までの退職者等)				
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため、 または未徴収税額より少ないため		一括徴収した税額は、	月分で納入します。	
2. その他 理由()		【	月 日納期限分】	